明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境一）　一
○汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令（同二）　二六
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（同三）　三
〔告示〕
○競馬を行うことができる市町を指定する件（総務五一）　三八
○自転車競走を行うことができる市を指定する件（同五二）　三九
○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件（同五三）　四〇
〔官庁報告〕
官庁事項
嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　四一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産関係　四四
会社その他
会社決算公告　六三

省令

○環境省令第一号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣　小沢　鋭仁

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を削り、同条第二項中「法第三条第一項本文の」を「土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の」に、「令第十条」を「土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第八条」に改め、同項第一号中「当該有害物質使用特定施設を設置していた者である場合（法第三条第一項」を「当該有害物質使用特定施設（法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）を設置していた者である場合（同項」に改め、同項第三号中「第十二条第五項」を「第二十一条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「法人にあっては」を「法人にあっては、」に改め、同項第三号中「特定有害物質の種類」を「特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壌汚染状況調査（同条第二項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類」に改め、同項第四号中「（法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）」を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の交付番号

第一条第三項を同条第二項とする。

第二条中「第十一条」を「第十五条」に改める。

第三条第一項中「土壌汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）」を「調査対象地」に、「（法第三条第一項に基づき、又は同条第三項の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う場合にあっては、調査対象地の利用の状況及び土壌汚染状況調査の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）の製造、使用又は処理の状況に限る。）を、調査実施者が容易に入手することができると認められる範囲内で」を「を」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「調査対象物質」を「当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類」に改め、同項第一号中「第十八条第一項又は第二項の基準」を「第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）」に、「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同項第二号中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。